

(原案)

健康増進室の使用料金等の設定について

石狩市総合保健福祉センター「りんくる」の3階にある健康増進室は、これまででは市の健康増進事業などに利用が限定されていましたが、令和2年度から運動指導員を配置し、運動指導などにより生活習慣病や要介護状態になることを予防するとともに、市民の健康の増進を図ることを目的として、高校生以上の市民であればどなたでも使用できるよう、新たに健康増進室の使用料金や開館時間及び休館日を設定するものです。

【市の原案】

一般開放個人使用

区分		使用料金	
		単位	金額
健康増進室	一般	1人1回につき	400円
	高齢者・高校生		300円

※施設の維持管理経費や他市の類似施設使用料を基に算出しています。

開館時間及び休館日

開館時間	午前9時30分から午後8時30分まで
休館日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から1月3日までの日

※市の健康増進事業などにより開館時間を変更する場合があります。